

## 埼玉県立高等技術専門校無料職業紹介事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は職業安定法第33条の2の規定に基づき、県立高等技術専門校が行う無料職業紹介事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県立高等技術専門校がその訓練生及び修了生に対し職業紹介を行うことにより、訓練生の資質、能力に応じた就職の促進を図ることを目的とする。

(届出)

第3条 職業紹介事業の届け出は、職業安定法施行規則第25条の2の規定により届け出をすることとする。

2 届け出に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 校則
- (2) 埼玉県立高等技術専門校条例
- (3) 訓練の種類、訓練科ごとの定員及び訓練生数一覧
- (4) 業務運営規程（別紙1の準則により校長が定める。）
- (5) 個人情報適正管理規程（別紙2の準則により校長が定める。）

3 届け出の日は昭和63年6月1日とする。

(実施の時期)

第4条 届け出の日から実施する。

(実施校)

第5条 県立高等技術専門校全校とする。

(実施体制)

第6条 事業は現状の人員体制で行う。

2 職業紹介体制の整備を行うため、各県立高等技術専門校は、就職対策委員会を設置するものとする。

3 就職対策委員会についての要領は別紙3の準則により校長が定める。

(業務内容)

第7条 業務内容は次のとおりとする。

- (1) 公共職業安定所との定期打合せ会議の開催
- (2) 求人開拓の実施
- (3) 直接求人の受理・指導
- (4) 就職相談の実施
- (5) 職業紹介の実施
- (6) 公共職業安定所への報告
- (7) 就職後のアフターケアの実施

(8) その他

(協力を得る業務)

第8条 公共職業安定所の協力を得る業務は次のとおりとする。

- (1) 受講指示者等の職業紹介に関すること。
- (2) 訓練生対象の公共職業安定所受理求人は従来どおりとする。
- (3) 就職対策委員会等への助言
- (4) 求人開拓への助言
- (5) その他

(業務の運営)

第9条 業務の運営にあたっては「公共職業訓練施設及び職業訓練大学校の行う無料職業紹介事業関係業務取扱要領」(能発163号昭和61年7月1日)によるものとする。

(帳票)

第10条 職業紹介に要する求人票、求職票、及び紹介状は別紙様式1から別紙様式3までとし、当該業務について記録、整備するものとする。

(職業紹介業務担当者研修会)

第11条 職業紹介業務担当者研修会は職業能力開発課が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、無料職業紹介事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は昭和63年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成11年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

〇〇〇高等技術専門校無料職業紹介業務運営規程（準則）

1 目的

この業務運営規定は、〇〇〇高等技術専門校の在校生及び修了生に対し、無料で職業紹介を行うことにより、訓練生の能力、適性に応じた就職の促進を図ることを目的とする。

2 職業紹介業務担当者

校長は、職業紹介業務を行う者（以下「職業紹介業務担当者」という。）として訓練科ごとに1名及びこれを統括する者を職員のうちから選任する。

3 職業紹介対象者の範囲

職業紹介は、〇〇〇高等技術専門校の在校生及び訓練修了後1カ年に満たない者とする。

4 求人者の申込みの受理

(1) 校長は、いかなる求人者の申込みについても、これを受理するものとする。

ただし、求人者の申込みの内容が法令に違反したり、雇用条件が不適當であると認められるときは、これを受理しないものとする。

(2) 求人者の申込みは、求人者又はその代理人が求人票（様式1）により行うものとする。

(3) 求人者の申込みの際には、賃金、労働時間その他の雇用条件を明示するものとする。

5 求職者の申込みの受理

(1) 校長は、いかなる求職者の申込みについても、これを受理するものとする。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合は受理しないものとする。

(2) 求職者の申込みは、本人が求職票（様式2）に必要な書類を添付して申込むものとする。

6 職業紹介業務担当者の行う紹介及びあっ旋

(1) 求職者には、本人の希望と能力に応じた職業に就くことができるよう努めるものとする。

(2) 求人者には、その希望に適合する求職者のあっ旋に努めるものとする。

(3) 紹介に際しては、求職者に、紹介時において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示するものとする。

(4) 求職者を求人者に紹介するときは、紹介状（様式3）を交付するものとする。

(5) 校長が求人者に紹介状を交付したときは、採否通知書により報告を受けるものとする。

(6) 労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業場閉鎖の争議が行われている求人者に対する職業紹介は、争議が解決するまで行わないものとする。

#### 7 その他

(1) 職業紹介にあたって、求人者又は求職者から知り得た個人的情報は他に漏らしてはならない。

(2) 職業紹介にあたっては、人種、信条、国籍、性別等を理由とした差別的な取り扱いをしてはならない。

(3) 校長は、職業紹介状況等について、管轄の公共職業安定所に報告するものとする。

(4) 職業紹介にあたっては、この業務運営規定の他、職業安定法等関係法令を遵守しなければならない。

## 別紙 2

### 〇〇高等技術専門校無料職業紹介個人情報適正管理規程（準則）

- 1 個人情報を取り扱うことができる範囲  
無料職業紹介に関する個人情報の取扱者を、職業紹介業務担当者とし、高等技術専門校長が選任する。
- 2 研修等教育訓練に関する事項  
取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。また、公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習等への出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるよう配慮するものとする。
- 3 個人情報の開示又は訂正  
取扱者は、無料職業紹介に関する個人情報に関して、求職者から自己の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき開示を遅延なく行うものとする。さらにこれに基づき本人の有する資格等客観的事実について訂正の請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
- 4 苦情相談の処理  
求職者の無料職業紹介に関する個人情報の取扱いに関して本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。  
なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理担当者は、〇〇とする。
- 5 本規程は、埼玉県個人情報保護条例の適用を妨げるものではない。

〇〇〇高等技術専門校就職対策委員会要領（準則）

1 設置

職業訓練生の就職を円滑かつ効果的に推進する方策について協議するため、〇〇〇高等技術専門校就職対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 分掌事務

(1) 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- ア 年間業務運営計画の策定
- イ 求人・求職動向の情報交換
- ウ 求人充足計画の策定
- エ 就職あっ旋計画の策定
- オ 公共職業安定所との連携
- カ その他職業紹介事業に関する事項

3 委員長等

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長は、校長をもってあてる。
- (3) 委員は、無料職業紹介業務規定2に定める職業紹介業務担当者をもってあてる。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

4 委員長の職務

- (1) 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。
- (2) 委員長は、必要に応じ関係者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

5 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が職業能力開発課長と協議して定める。

6 付則

この要領は、昭和63年6月1日から施行する。